

## 役員等の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸市長田区社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号のところによる。

- (1) 役員 非常勤の理事（理事長、副理事長及び業務執行理事を含む。）及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員、非常勤の評議員、顧問及び定款第34条に基づき設置する委員会の委員をいう。
- (3) 報酬 職務執行の対価をいう。
- (4) 費用 職務執行に伴う費用及び旅費（交通費、宿泊費）等をいう。
- (5) 報酬等 報酬及び費用弁償額をいう。

### (報酬等の支給及び算定方法)

第3条 役員等の報酬は次のとおりとする。

- (1) 監事のうち、公認会計士または税理士の資格を有する監事については、下記により報酬を支給する。
  - (ア) 監事監査 30,000円以内（税込み）
  - (イ) 会議等に出席する場合に、1日につき10,000円以内（税込み）
- (2) 前号に規定する監事以外の役員等には、報酬を支給しない。
- 2 役員等に次の場合、費用を弁償することができる。
  - (1) 法人業務を行う場合
  - (2) 会議等に出席する場合
  - (3) 職務のため出張する場合
- 3 前項の費用弁償のうち、旅費は別に定める本会職員旅費規程に基づき支払うことができる。
- 4 役員等は、報酬等の全部又は一部について辞退することができる。

### (報酬等からの控除)

第4条 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、必要の都度、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。